

新潟県警察と社団法人新潟県警備業協会との通報連絡に関する協定の運用について（例規通達）

平成 8 年 8 月 28 日

本部（生企）第30号

〔沿革〕 平成20年12月本部（企）第53号、令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

新潟県警察（以下「県警察」という。）と社団法人新潟県警備業協会（昭和62年 7 月 23 日に社団法人新潟県警備業協会という名称で設立された法人をいう。以下「県警備業協会」という。）との間で、別添のとおり、大規模災害発生時における各種情報の通報連絡に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、平成 8 年 8 月 28 日から運用を開始したので、次の事項に留意の上、本協定の実効が挙がるよう努められたい。

記

第 1 協定締結の趣旨等

阪神・淡路大震災では、り災地区での警備業者による交通誘導業務等を通じて、災害発生時における警備業の社会的役割の大きさが認識されることとなった。また、政府においても大規模災害の発生時には、従来の警察、消防等の機関からの情報に加え、警備業者等の民間からも情報を収集できるよう、情報の多元化が図られたところである。

このような情勢を踏まえ、この協定は、大規模災害が発生した場合における警備業者又は警備員が認知した各種情報の迅速な警察通報、連絡のほか、大規模災害に関する通報訓練等、県警察と県警備業協会との相互協力体制を確立することにより、地域の安全確保を図るため締結されたものである。

第 2 通報連絡事象及び事項

1 通報連絡事象

協定第 2 条第 2 項に定める通報対象事象（以下「対象事象」という。）は、地震、台風、水害、雪害、火災等による大規模災害とし、原則として県内で発生した事象を対象とする。ただし、県外で発生した事象のうち、県内に影響があるもの又は影響が及ぶおそれがあると認められるものについては、これを対象とする。

2 通報連絡事項

具体的な通報連絡事項は、協定のとおりである。

第 3 通報連絡の運用上の留意事項

1 通報連絡体制

(1) 県警察において第一次的に通報連絡を受理する所属は、生活安全企画課、地域課通信指令室（以下「指令室」という。）及び警察署とする。

(2) 県警備業協会にあっては、県警備業協会及び同会会員事業所とする。

2 通報連絡要領

(1) 県警察から県警備業協会に通報連絡を要請するときは、協定による通報連絡要請処理票（別記様式 1）により、電話、ファクシミリ等で要請する。

また、通報連絡の協力要請を実施した事案については、解除連絡を確実に行う

こと。

- (2) 県警備業協会からの通報連絡は、協定による通報受理票（別記様式2）により生活安全企画課に電話、ファクシミリ等で行う。この場合において、緊急を要するものについては、指令室に110番通報するものとする。
- (3) 個々の警備員は、通報を要する情報を認知したときは、所属する事業所又は管轄警察署に対し、協定による通報受理票により通報する。この場合において、緊急を要するものについては、指令室に110番通報するものとする。

3 通報連絡の受理

- (1) 警察本部においては、生活安全企画課又は指令室が通報連絡を受理したときは、警備第二課に通報するとともに、道路交通に関する情報については交通規制課交通管制センター（以下「管制センター」という。）等の関係課に通報するものとする。
- (2) 警察署においては、原則として地域課長（地域第一課長、地域第二課長、地域第三課長及び地域交通課長を含む。以下「署地域課長」という。）が受理し、警察署の担当課に通報するものとし、地域警察官等が交番、駐在所又は署外で受理したときは、署地域課長へ速報するものとする。

なお、この場合において緊急の対応が必要と認められる通報連絡を受理したときは、前記のほか、指令室又は管制センターへ通報するものとする。

4 通報連絡の処理

(1) 措置

ア 指令室は、通報連絡を受理したときは、関係所属に必要な指令及び通報を行うものとする。

イ 指令を受けた所属は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を指令室及び主管課に報告するものとする。

(2) 協定による通報受理票の作成

生活安全企画課、指令室、署地域課長は、口頭による通報連絡を受理したときは協定による通報受理票を作成するほか、通報連絡の処理結果を明らかにしておくこと。

(3) 処理結果の通知

生活安全企画課は、通報連絡を行った県警備業協会等に対し、当該通報連絡の処理結果について、協定による通報連絡処理結果通知書（別記様式3）により通知するものとする。

第4 表彰

協定に基づいて通報連絡を行った県警備業協会、同会会員事業所及び警備員に対しては、この功労を勘案し、新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成5年本部訓令第6号）に規定する警察本部長、生活安全部長又は警察署長の感謝状の表彰等の措置をとるものとする。

第5 通報連絡訓練

有事に際しての対応の万全を期するため、必要に応じて県警備業協会との合同訓練を実施し、意思の疎通及び相互の通報連絡事項の徹底を図るとともに協定の円滑な運

用に努めるものとする。

別添

大規模災害発生時における各種情報の通報連絡に関する協定

新潟県警察（以下「県警察」という。）と社団法人新潟県警備業協会（以下「県警備業協会」という。）は、大規模災害発生時における各種情報の通報連絡に関し、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に県警察と県警備業協会が相互に協力し、連携した上、警備業者又は警備員が認知した各種情報を、警察機関等に迅速に通報連絡する体制を確立することにより、地域の安全確保を図ることを目的とする。

（通報連絡事項）

第2条 県警察及び県警備業協会は、本協定により相互に必要な通報連絡を積極的に行うものとする。

2 前項の通報連絡に関する対象事象は、地震、台風、水害、雪害、火災等による大規模災害とし、具体的な通報連絡事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死者、負傷者、行方不明者、被災者等の人的被害状況
- (2) 住民の避難、誘導の状況
- (3) 一般家庭、事務所、店舗等の被害（損壊）状況
- (4) 市役所、学校、病院等の公共施設の被害（損壊）状況
- (5) 道路、トンネル、橋梁、鉄道等の被害（損壊）状況
- (6) 山・崖・土砂崩れ、堤防、河川の決壊、冠水、浸水等の被害状況
- (7) ライフライン（電話、電気、ガス、水道等）の被害状況
- (8) 火災発生状況
- (9) 道路の通行不能、渋滞、信号機の機能状況
- (10) J R 列車、バス等の公共輸送機関の運行状況
- (11) その他参考事項

（通報連絡体制）

第3条 県警察及び県警備業協会は、協定の円滑効果的な運用を図るため、前条第2項の対象事象に関する通報連絡に努め、相互に情報交換を図る等緊密な連絡を保持するものとする。

2 通報連絡に関する受理体制は、県警察にあつては生活安全部生活安全企画課、地域課通信指令室（以下「通信指令室」という。）及び警察署とし、県警備業協会にあつては県警備業協会及び同会会員事業所とする。

（通報連絡要領）

第4条 第2条第2項の通報連絡は、次の要領で行うものとする。

- (1) 県警察からの通報連絡の要請は、県警備業協会に電話、ファクシミリ等により行う。
- (2) 県警備業協会は、同会会員事業所等から通報連絡を受理したときは、生活安全部生活安全企画課に通報する。この場合において、緊急を要するものについては110番により通信指令室に通報を行う。

- (3) 警備員は、通報を要する情報を認知したときは事業所又は警察署に通報する。この場合において、緊急を要するものについては110番により通信指令室に通報を行う。

(運用上の配意事項)

第5条 この協定の運用に当たり、次の事項について配意するものとする。

- (1) 通報連絡を受理したときは、迅速的確に措置する。
- (2) 有事に際しての対応に万全を期するため、必要に応じて訓練を行う。
- (3) 警察本部長、生活安全部長又は警察署長は、通報連絡の功労に応じて表彰等の措置をとる。

(協議)

第6条 この協定の解釈、運用等について疑義が生じたときは、県警察と県警備業協会が協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成8年8月28日から適用する。

- 2 この協定を証するため、本書2通を作成し、県警察本部長、県警備業協会長が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成8年8月28日

新潟県警察本部長 浅 川 章
社団法人新潟県警備業協会
会 長 野 澤 謹 五